

説明書

令和8年度豊橋浄水場再整備等事業モニタリング支援業務委託に関する手続開始の公示に基づく簡易公募型プロポーザル方式による手続きについては、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 手続開始の公示日

令和8年4月16日（木）

2 業務概要

(1) 委託業務名

令和8年度豊橋浄水場再整備等事業モニタリング支援業務委託

(2) 路線・地区名

—

(3) 納入場所

愛知県企業庁水道部水道計画課

(4) 業務内容

ア 事業者との協議に関する支援

イ 会議の運営に関する支援

ウ 事業計画書・業務報告書等の確認に関する支援

(5) 業務費用

概算額は、金9,303,800円（消費税及び地方消費税を含む）を想定している。

(6) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月15日（月）まで

(7) その他

ア 本業務に係る「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」の写しは、別添-1のとおりである。

イ 本業務の契約書（案）及び約款は別添-2のとおりである。

ウ 仕様書は別添-3のとおりである。

3 技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）に必要な要件

(1) 提案者に要求される資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の提出日から本件業務の落札決定までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

ウ 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）

(大分類) 「03. 役務の提供等」、(中分類) 「07. 調査委託」、(小分類) 「07. 総合研究所」に登録されている者。

- エ 豊橋浄水場再整備等事業(以下本事業)という。)の事業者であるAICHIウォーター株式会社(以下「事業者」という。)の株主又は当該株主と資本面若しくは人事面などにおいて会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がないこと。
- オ 事業者の会社法第337条に規定する会計監査人でないこと。
- カ 事業者に対して、本事業における実績を自己評価に関する支援・助言等の業務を提供する者でないこと。
- キ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ク 参加表明書の提出日から本件業務の落札決定までの間に、愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県企業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ケ 参加を希望する者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- a 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (d) 組合の理事
- (e) その他業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(2) 提案者の選定基準

参加表明書の評価項目等は、以下のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
同種又は類似の業務の実績	会社の同種又は類似業務実績	10
管理技術者・担当技術者の経験等	管理技術者の資格保有状況	2
	管理技術者の同種又は類似業務実績	3
	管理技術者の繁忙度	1
	担当技術者（法務、財務、技術）の資格保有状況	3
	担当技術者（法務、財務、技術）の同種又は類似業務実績	6

4 技術提案書の内容及び作成方法

技術提案書に記載する内容及び作成方法は別紙-2のとおりとする。

5 技術提案書を特定するための評価事項

(1) 技術提案書の評価項目等

技術提案書の評価項目等は、以下のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
実施体制	適切なアドバイザー体制が計画されているか	15
実施方針	豊橋浄水場再整備事業の特性を踏まえた支援が計画されているか	40
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との協議に関する支援 ・事業計画書・業務報告書等の確認に関する支援 	

なお、企業庁長は、提案者から提出された参加表明書と技術提案書の合計評価点が

最も高い提案書を特定する。

6 担当部局

愛知県企業庁管理部総務課契約グループ

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460-8501）

電話 052-954-6671（ダイヤルイン）

メールアドレス kigyo-somu@pref.aichi.lg.jp

7 参加表明書の内容及び作成方法

参加表明書に記載する内容及び作成方法は別紙-1、技術提案書に記載する内容及び作成方法は別紙-2のとおりとする。

8 参加表明書等の提出期間等

参加を希望する者は、次のとおり参加表明書、業務実績・業務経験として記載した業務に係る契約書、仕様書、資格を取得していることがわかる書類（登録証等）等の写し（以下「参加表明添付書」という。）及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出方法

参加を希望する者は、参加表明書、参加表明添付書及び技術提案書を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(2) 提出期間

令和8年4月17日（金）午前9時から令和8年5月13日（水）午後5時まで
なお、持参の場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、令和8年5月13日（水）午後5時までに必着で郵送する。

(3) その他

ア 参加表明書、参加表明添付書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加表明書及び参加表明添付書は、返却しない。

ウ 特定しなかった技術提案書は、提出者に返却する。

エ 技術提案書について、ヒアリングを行う場合がある。

オ 提出された参加表明書、参加表明添付書及び技術提案書を、提案者の選定以外に無断で使用しない。

カ 提出期限以降における参加表明書、参加表明添付書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

キ 参加表明書、参加表明添付書及び技術提案書に関する問い合わせ先
上記6に同じ。

9 非選定理由及び非特定理由の説明

(1) 通知

参加表明書を提出した者のうち提案者として選定しなかった者又は技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、選定又は特定しなかった旨及びその理由（以下「非選定の理由」という。）を通知する。

(2) 説明の請求

上記(1)の通知を受けた者は、企業庁長に対して非選定の理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

イ 提出期限

選定又は特定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）後の午後5時まで

なお、持参の場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着で郵送する。

ウ 提出場所

上記6に同じ。

(3) 回答

企業庁長は、上記(2)により説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。ただし、技術提案書の評価における得点、技術提案書を提出した他の者の結果等については回答しない。

10 説明書に対する質問

(1) 質問の提出

この説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

イ 提出期間

令和8年4月17日（金）午前9時から令和8年4月27日（月）午後5時まで

なお、持参の場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、令和8年4月27日（月）午後5時までに必着で郵送する。

ウ 提出場所

上記6に同じ。

(2) 回答方法等

上記(1)の質問に対する回答は、以下のとおり行う。

ア 回答方法

質問者を匿名とし、県ホームページに掲載する。

イ 掲載期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月12日（火）まで

11 契約書作成の要否等

別添契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

12 支払条件

契約書（案）及び約款のとおり

13 その他

- (1) 契約等の手続及び業務実施時において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書、参加表明添付書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書、参加表明添付書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、愛知県企業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 業務の実施にあたって、参加表明書、参加表明添付書及び技術提案書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合に限る。
- (4) 電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルを含め15Mb以下でなければ受け付けることができないので注意すること。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡すること。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなす。
- (5) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。詳細は技術提案書の特定後に別途連絡する。
- (6) 問い合わせ先（関連情報を入手するための照会窓口）
 - ア 参加資格及び参加申込全般に関する事項
上記6に同じ。
 - イ 業務内容に関する事項
愛知県企業庁水道部水道計画課連携推進グループ
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460-8501）
電話 052-954-7483（ダイヤルイン）